

地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

2020年4月

南多摩斎場組合

## ■目次

1. 背景 .....	1
2. 基本的事項 .....	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
3. 温室効果ガスの排出状況 .....	3
4. 温室効果ガスの排出削減目標 .....	3
5. 目標達成に向けた取組 .....	3
(1) 省エネ	
(2) 省資源	
(3) その他	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表 .....	5
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価	
(3) 公表	

## 1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

南多摩斎場組合においても、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、南多摩斎場組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、南多摩斎場組合が行う全ての事務・事業のうち、火葬業務に係る燃料を除くものとします。

※火葬執行における燃料については、一定量を使用しなければ業務が行えず、高齢化等による火葬件数の増加が見込まれることから、温室効果ガスの排出量を削減することは困難であるため計画からは除外します。

### (3) 対象とする温室効果ガス

事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### (4) 計画期間

2020年度から2024年度までの5年間を計画期間とします。また、本計画の基準年度は、2018年度とします。

### 3. 温室効果ガスの排出状況

南多摩斎場組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2018年度において、294,949kg-CO<sub>2</sub> となっています。

#### 2018年度実績

項目		単位	使用量	温室効果ガス排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
燃料	ガソリン	ℓ	203.6	472
	LPG	m <sup>3</sup>	683.9	4,480
電気		kWh	624,890	289,997

※火葬用燃料（灯油）については、計画対象から除外

### 4. 温室効果ガスの排出削減目標

目標年度（2024年度）に、基準年度（2018年度）比で5%削減することを目標とします。

### 5. 目標達成に向けた取組

温室効果ガスの排出抑制のために、以下のような取り組みを行います。

#### (1) 省エネ

##### 1) 空調

- ・冷暖房機器の設定温度は、冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃を目安に調整する。
- ・使用していない部屋のエアコンは停止する。

- ・空調機器のフィルターはこまめに清掃する。
- ・職員の「クール・ビズ」「ウォーム・ビズ」を徹底する。
- ・空調機器の更新を行う際には、省エネルギー型の機器を優先して導入する。

## 2) 照明

- ・使用していない部屋の照明はこまめに消す。
- ・照明機器の更新の際には、省エネルギータイプの機器を導入する。

## 3) 事務機器

- ・長時間使用しない場合は電源を切り、可能な限りプラグを抜く。
- ・省エネモードが選択できる機器は、省エネモードを設定する。

## 4) 公用車

- ・エコドライブを心掛ける。
- ・駐停車時のアイドリング。ストップを徹底する。
- ・車両の更新の際には、低燃費・低公害車を優先して導入する。

## 5) 節水

- ・水の流しっぱなしを止め、節水に努める。
- ・機器の更新の際には、節水型を優先して導入する。

## (2) 省資源

### 1) 紙使用の削減

- ・印刷可否を精査し、作成部数は最小限に抑える。
- ・両面印刷や2 in 1等の機能を活用し用紙の削減に努める。
- ・裏紙の有効活用を図る。
- ・分別を徹底し資源化を図る。

### 2) ごみの減量

- ・使い捨て製品の使用や購入は控える。
- ・持込物は持ち帰りを徹底する。
- ・分別を徹底し資源化を図る。

## (3) その他

- ・グリーン購入ガイドラインに適合したものを優先的に購入する。
- ・館内への掲示等により、利用者への協力をお願いする。

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

本計画を推進するために、南多摩斎場組合事務局長を責任者として、事務局職員全員及び業務受託業者等関係団体が取組の推進を図ります。

### (2) 点検・評価

年1回事務局が、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

### (3) 公表

計画の実施状況等は、ホームページ等で年1回公表します。